ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

DISPUTE RESOLUTION GROUP NEWSLETTER
INTERNATIONAL ARBITRATION TEAM

2021 年 4 月

2020 年版 IBA 国際仲裁証拠調べ規則の公表

弁護士 井上 葵 /弁護士 デービッド マッカーサー /弁護士 牧野 達彦

国際法曹協会(International Bar Association、「**IBA**」)は、2021 年 2 月 17 日に、国際仲裁手続において使用されることが多い国際仲裁証拠調べ規則(IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration)の改訂版(「**2020 年版 IBA 証拠規則**」)を公表しました。IBA 証拠規則は前回は 2010 年に大幅に改訂されましたが(「**2010 年版 IBA 証拠規則**」)、2020 年版 IBA 証拠規則は、その後の国際仲裁実務の進展を反映する形でさらに改訂を加えるものです [1]。本ニュースレターでは、2020 年版 IBA 証拠規則における改訂内容のうち注目すべき事項を紹介します。

I. IBA 証拠規則とは

一般に、紛争解決手続において証拠は非常に重要なものであると位置づけられます。もっとも、証拠法の分野は、大陸法系とコモンロー系とで基本的なアプローチが異なるところ、国際仲裁では、これについて異なる慣習・バックグラウンドを有する当事者・仲裁人が仲裁手続に参加することがよくあります。そして、仲裁法や仲裁規則においてこの点に関する具体的な定めが設けられることは少なく、仲裁廷の裁量に委ねられることが通常です。このため、仲裁廷において個別の事案に則して手続を調整することが可能であるものの、そのような調整がどのようになされるべきかについて、仲裁人によって見解が大きく異なってくる可能性があります。この問題について、国際仲裁の専門家コミュニティでは、当事者の合意や仲裁廷の決定によって採用できる、証拠調べに関する規則を策定することによって対処してきました。そのような規則の中で最も広く知られ利用されているのは IBA 証拠規則です。これは、大陸法系かコモンロー系かにかかわらず、様々な法制度・法慣習が存在する中でバランスを取ることを試みるものです。

1999 年に初めて導入された IBA 証拠規則は、以来、世界中の国際仲裁事件で重要な役割を果たしてきました。IBA 証拠規則は(当事者間の合意又は仲裁廷による決定がないかぎり)厳格な形での拘束力を持たず、あくまでガイドラインとして利用される例が多くみられます。このようにすることで、仲裁廷は IBA 証拠規則を参照しつつ、ルールをあてはめる際には事案に応じて柔軟に対応できることとなります。この意味で、IBA 証拠規則は国際仲裁における「ソフトロー」と呼ばれるものの一つとなっています。IBA 証拠規則が国際仲裁実務において広く普及

[1] 2020 年版 IBA 証拠規則について、2010 年版 IBA 証拠規則からの変更箇所を示したファイルが、同規則のコンメンタールとともに、下記の URL に掲載されています。
https://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx

©Anderson Mori & Tomotsune

するに至ったことについて批判がないわけではありませんが[2]、同規則は国際仲裁における証拠調べ手続に関する予測可能性を高めるものとなりました。

以下、2020 年版 IBA 証拠規則において加えられた注目すべき改訂内容をご紹介します。

II. 2020 年版 IBA 証拠規則における主な変更点

1. リモート審問（第 8.2 条及び前文）

2020 年版 IBA 証拠規則の改訂事項のうち最も注目されるのは、リモート審問手続に関するものです。2020 年以前には、オンラインによるリモート審問が開催されることは比較的まれであり、敬遠される傾向にありました。しかし、2020 年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大によって、物理的に審問を開催しようとすると、いつまで審問を延期すればよいのか分からない状況となり、リモート審問を利用せざるを得ない状況となりました。その結果、国際仲裁実務においては、リモート審問（オンライン審問、バーチャル審問とも呼ばれます）の開催がずっと一般的なものとなりました。これに関して、2010 年版 IBA 証拠規則第 8.1 条は、「各証人は、仲裁廷が特定の証人についてビデオ会議又は類似の技術の使用を認めない限り、直接出席しなければならない。」と規定していましたが、当該文言は 2020 年版 IBA 証拠規則では削除され、代わりに第 8.2 条として仲裁廷がリモート審問の開催を命じる際の手続に関する規定が追加されました。

「リモート審問」というのは、2020 年版 IBA 証拠規則の定義によれば、審問期日全体をリモートで実施する場合だけでなく、審問期日の一部のみをリモートで行う場合も含みます。

第 8.2 条は、仲裁廷がリモート審問を実施するかどうかを判断するにあたって、時間的負担・費用的負担・各種状況が考慮されることを想定しています。また、同条は、リモート審問を実施することになった場合、仲裁廷に対して、リモート審問を効率的にかつ公正に、支障なく実施するためのプロトコルを定めるため、当事者と協議することを要求しています。この「公正」という点に関して、2020 年版 IBA 証拠規則のコンメンタールは、特に時差を考慮すべきであり、仲裁廷は、場合によっては、審問の開催日に長時間の審理を一度に実施するよりも、複数回のより短い審理を実施することが適当であるとしています。

2. 違法収集証拠の排除（第 9.3 条）

2020 年版 IBA 証拠規則では、第 9.3 条として、違法収集証拠の排除に関する新たな規定が追加されました。同条は、「仲裁廷は、当事者の申立て又は職権により、違法に収集された証拠を排除することができる」と規定します。

もっとも、第 9.3 条は、どのような場合に違法に収集された証拠として排除されるべきかについて、具体的に規定していません。コンメンタールは、改訂作業部会においてこの点について検討したものの、各国の国内法で採用されているアプローチが多様であるために、「明確な共通理解は見いだせなかった」と述べています。これもふまえ

---

[2] 例えば、IBA 証拠規則とは異なる選択肢として、大陸法系諸国における裁判実務の伝統を反映したものとして、2018 年に「国際仲裁手続の効率的な進行についての規則（プラハ規則）」（ https://praguerules.com/upload/medialibrary/9dc/9dc31ba7799e26473d92961d926948c9.pdf ）が公表されました。

©Anderson Mori & Tomotsune

て、第 9.3 条は、違法に収集された証拠について排除することが「できる」と規定しています。これは、第 9.2 条に列挙する事由がある場合に証拠が「排除されなければならない」とされていることとは対照的です。

この第 9.3 条は、証拠調べに関する異議事由又は制限事由として、IBA 証拠規則の様々な規定において引用されています。その範囲は、仲裁当事者間における文書提出要求・文書開示要求や仲裁当事者以外の者から文書を取得するための措置の申立て(第 3.5 条、第 3.7 条、第 3.9 条及び第 3.10 条)、仲裁廷による証人の審問期日の出席に関する命令(第 4.10 条)、仲裁廷選定専門家証人による情報の要求(第 6.3 条)、検証(第 7 条)、証人への質問や証人による回答の制限又は排除(第 8.3 条)、並びに、仲裁廷による証拠の提供の要請(第 8.6 条)に及んでいます。

3. 文書提出・文書開示に関する改訂事項

国際仲裁における当事者の文書提出・開示義務に関して、IBA 証拠規則に基づいて実施される一般的な実務は、日本その他の大陸法系の法域の裁判手続における実務とは異なっています。例えば、IBA 証拠規則における文書提出の要求にあたっては、当事者が文書を特定することは必須ではなく、「十分に限定かつ特定されたカテゴリー」(narrow and specific category)に属する文書を要求することも許容されています。実務上は、何が「十分に限定かつ特定されたカテゴリー」に該当するか、考え方が分かれうるところであり、その結果として、国際仲裁における文書提出・開示義務の範囲は、日本の民事訴訟等よりも広くなる傾向にあります。もっとも、IBA 証拠規則上、当事者の文書提出・開示義務の範囲に関して、明文の制限もあります。すなわち、IBA 証拠規則は、とりわけ、文書が仲裁事件と関連性を有するだけでなく仲裁事件の結果にとって重要であることを要求することで、文書提出義務の範囲を限定しています(第 3.3 条、第 3.7 条)。2020 年版 IBA 証拠規則は、文書提出・文書開示に関する IBA 証拠規則のこれらの主な特徴は変更していないものの、実務的にも重要な改訂を加えています。

(1) 文書の提出の形式(第 3.12 条)

従前、2010 年版 IBA 証拠規則第 3.12 条(d)は、「文書の翻訳は、原本とともに提出されなければならず、かつ、もとの言語を特定したうえ、翻訳であることが示されなければならない。」と規定していました。この規定に基づき、文書提出・文書開示手続で当事者が他方当事者に文書を提出・開示する際に、全ての文書が仲裁手続言語に翻訳されるべきである、という趣旨の主張がされるケースがありました。十分な経験を有する仲裁人であれば、文書は当事者が証拠として提出する場合にのみ翻訳される必要があるとして、そのような主張を排斥することが一般的でしたが、このような手続上の論点について議論が生じることによって、仲裁における時間的負担・費用的負担が不必要に増大する可能性がありました。

この問題について 2020 年版 IBA 証拠規則第 3.12 条(d)は、「文書提出要求に応じて提出する文書は、翻訳することを要しない」と規定し、また、同条(e)において、「仲裁手続言語以外の言語で作成された文書を仲裁廷に提出する場合には、翻訳であることを示した上で、当該文書の翻訳を併せて提出しなければならない」と規定しています。文書について仲裁廷に証拠として提出する場合にのみ翻訳を提出するというのが従前からの一般的実務ではありましたが、今回の改訂はこの点を明文で規定することによって手続上疑義が生じることを防ぐという意義を有しています。

また、上記の翻訳の点のほか、2020 年版 IBA 証拠規則第 3.12 条本文は、同条が定める文書の提出の形式に関する全ての項目について、当事者間の合意や、(当事者間の合意が存在しない場合に)仲裁廷の決定が優

©Anderson Mori & Tomotsune

先する旨が明記されました[3]。

(2) 秘密保持に関する措置(第 9.5 条)

文書提出・文書開示に関する他の改訂事項として、文書の秘密保持に関する措置(arrangement)が挙げられます。仲裁は一般に、仲裁に関係のない第三者は傍聴することができない非公開の手続であるものの、それは必ずしも、当事者が全ての資料及び内容を「秘密」として取り扱わなければならないことを意味するものではありません。2020 年版 IBA 証拠規則第 9.5 条は、仲裁廷が、一定の場合には、文書提出・文書開示の手続において当事者が他方当事者に文書を提出・開示する際に、当該文書を秘密として取り扱うことを命じる権限を有することを明確化しています。

すなわち、従前、2010 年版 IBA 証拠規則は、仲裁廷は、適切な秘密保護をすることを条件として、証拠提出等を許可するための必要な措置(arrangement)を行うことができると規定していました。2020 年版 IBA 証拠規則は、ここに「文書の提出」(documents to be produced)という文言を追加し、秘密保持に関する措置を、(仲裁廷に対する証拠提出の場合だけでなく)文書提出・文書開示の手続の際に当事者が他方当事者に文書を提出・開示する際にも利用できることを明確にしました。

秘密保持に関する措置としては、例えば、当事者間で指定された文書に関して秘密保持の合意をすることや、当事者の営業秘密を含む一方で、証拠としての価値は限定されている文書について、他方当事者や仲裁廷による全部又は一部の閲覧を制限するか否かについて審査するために独立した専門家を起用するといったケースが含まれます。

(3) 文書提出・文書開示に関する他の論点(第 3.5 条、第 3.7 条及び第 3.10 条)

文書提出・文書開示に関連する改訂として、文書提出要求を受けた当事者が異議を述べて反論をした場合に、文書提出要求をした当事者が再反論できる旨が追加されています(第 3.5 条)。もっとも、このような再反論は実務上通常行われているため、この改訂は一般的な実務を反映したものに過ぎません。また、第 3.7 条は、文書提出・文書開示に関して当事者間の主張の応酬がなされた後に仲裁廷が文書提出・文書開示義務について判断するにあたって、改めて「他の当事者と協議」するという要件を削除しました。これも国際仲裁の一般的な実務を反映した改訂であるといえます。また、第 3.10 条において、文書提出要求に異議を申し立てることができる当事者は、当該文書提出要求を受けた当事者に限定されないことが明記されました。

4. その他の改訂事項

上記のほかにも、2020 年版 IBA 証拠規則では、以下のような改訂が加えられました。

- IBA 証拠規則第 2 条は、仲裁廷は効率的で公正な証拠調べを実施するために、速やかに当事者と協議すること等を義務づけています。2020 年版 IBA 証拠規則第 2.2 条は、同条に列挙する協議対象事項について、「適用ある範囲において」(to the extent applicable)のみ協議する必要があることを明記しました。また、現在の実務におけるサイバーセキュリティやデータの取り扱いの重要性を反映して、第 2.2 条(e)として「サイバーセキュリティとデータ保護の問題の取り扱い」が新たに追加されました[4]。

---

[3] 2010 年版 IBA 証拠規則第 3.12 条本文では、文書の提出の形式に関する一部の項目についてのみ記載されていました。

[4] コンメンタールは、サイバーセキュリティやデータ保護の問題に関する参考資料として(i)ICCA-IBA Roadmap to

©Anderson Mori & Tomotsune

- 第 4.6 条(b)及び第 5.3 条は、当事者が追加提出する証人陳述書及び専門家意見書の内容として、既に提出済みの証人陳述書又は専門家意見書に含めることができなかったであろう「新たな事実経緯」(new factual developments)を含めることができる旨を新たに規定しました。これは、相手方当事者が提出した書面に対して反論する必要性が生じた場合に限らず、記載することができるものです。

- 第 4.10 条は、仲裁廷が当事者に対して、証人について証言のために審問期日に出席させること等を命令できると規定しています。2020 年版 IBA 証拠規則は、仲裁廷の命令に対して異議を申し立てることができるのは、当該要請を受けた当事者に限定されないことを明確にしました。また、そのような異議の根拠条文として、違法収集証拠の排除に関する第 9.3 条も追加しました。

- 第 6.3 条は、仲裁廷選定専門家証人に対して、「当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要である限度において」情報又はアクセスを要請する権限を与えています。2020 年版 IBA 証拠規則は、第 6.3 条について「仲裁廷選定専門家証人が有する上記の情報又はアクセスを求める権限は、仲裁廷が有する権限と同一のものとする」という文言を削除しました。これは、当該情報又はアクセスを求める権限に関する争いは仲裁廷選定専門家証人ではなく仲裁廷が決定すると定める第 6.3 条の規定との関係で、規定の解釈上、誤解が生じないようにすることを意図したものです。

- 2020 年版 IBA 証拠規則第 8.5 条は、証人陳述書や専門家意見書を主尋問に代えることを両当事者が合意し又は仲裁廷がその旨命じた場合であっても、「仲裁廷は、それにもかかわらず、さらに主尋問を行うことを許可することができる」ことを新たに規定しました。このため、証人を申請する側の当事者のみが主尋問を要求し、相手方の当事者が反対尋問権を放棄している状況でも、仲裁廷は、当事者と協議の上、証人について主尋問を行うことを許可できることが明確になりました。

Data Protection in International Arbitration(https://www.arbitration-icca.org/icca-reports-no-7-icca-iba-roadmap-data-protection-international-arbitration) と(ii)ICCA-NYC Bar-CPR Protocol on Cybersecurity in International Arbitration(https://www.arbitration-icca.org/icca-reports-no-6-icca-nyc-bar-cpr-protocol-cybersecurity-international-arbitration)を挙げています。

©Anderson Mori & Tomotsune

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士　井上　葵（aoi.inoue@amt-law.com）
弁護士　デービッド マッカーサー（david.macarthur@amt-law.com）
弁護士　牧野　達彦（tatsuhiko.makino@amt-law.com）

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。